



(南田議員)

Q 町有地などの財産価値の算定と住民への周知を求む。

A 広報等による周知を検討したい。(平本町長)

Q 平成12年4月1日に「地方分権の推進を図る為の関係法律の整備に関する法律」が施行された。これにより、里道および水路機能の有無の判定、用途廃止は町の権限ででき、これを第三者に売却し町の収入とすることができると聞いている。公園にある里道および水路のすべての価格について適正なる算定を求める。町広報で一度は見ただことはあるが、具体的に町民への周知を求める。

A 法定外公共物の国からの無償譲与については、平成14、16年度に町内のすべての里道、水路の譲与を国から受けている。このうち機能を失ったもので、隣地所有者の希望がある場合には、公用廃止を行い普通財産として売却している。これまで数件の売却を行ったが、町内には該当する里道・水路も少なくないので広報等による周知を検討したい。



(南田議員)

Q 県との事務移譲に関する協議状況について問う。

A 現在30項目程度について受入れを検討し、県と協議を行っている。(平本町長)

Q 県からの事務移譲に伴い、町の事務量が増加し、職員の増員で対応を考えた場合には、町の人件費も増加する。県からの交付金として最初に決定された額は、県の一方的な都合で、どのようでも変更される危険性があると考える。この件についてどのように考えているか。また、特に県道維持修繕、急傾斜崩壊防止施設の維持管理等は金額的に予想できないことが多く、毎年同じ額では実施できないと考える。町の財源でできない時は一方的に事務を返還できるのか。答弁を求める。

A すでに全員協議会で報告しているとおり、既存事務の執行への影響が少なく、かつ住民の方の利便性が向上する30項目程度について、現在県と協議を行っている。その他の事務についても今後更に詳細に調査をし、執行部としての方向性を煮詰めた上で議会と相談していきたい。

また、県からの交付金は年度間の多少の増減は考えられるが、原則として地方分権の主旨に即した財源措置が保障されない権限移譲はあり得ないと理解している。